

九州大学附属図書館理系図書館大会議室使用内規

(平成30年9月25日 館長裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学附属図書館理系図書館大会議室（以下「大会議室」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものである。

(使用の範囲)

第2条 大会議室は、附属図書館の会議及び行事に使用する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の使用を妨げない範囲において、本学の研究教育の実施に必要な会議や行事等に使用することができる。ただし、図書館の静謐な環境を乱すような行事等には使用できない。

(使用時間)

第3条 大会議室の使用時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の時間には、準備時間及び片付け時間を含む。

(使用の申込及び許可)

第4条 大会議室を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、遅くとも使用予定日の1週間前までに、使用日時、使用目的等を図書館ホームページから申請する。

2 前項の申請内容について、第2条第2項に定める事項との適否等を検討し、その結果を使用者に通知する。

(使用上の注意事項)

第5条 大会議室の使用にあたっては、十分な注意をもって使用すると共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 移動した机、いす、備品等を現状どおり戻すこと。
- (3) 退出に際して電気のスイッチ、戸締り等を確認し、理系企画運営係へ連絡すること。
- (4) 館内の全面禁煙。
- (5) ロビー及びリフレッシュルーム以外での食事禁止。
- (6) 館内には蓋の付いていない飲料の持込禁止。

(使用の許可の取り消し)

第6条 使用者が虚偽の申請をしたとき又は前条の注意事項を遵守しなかったときは、使用の許可の取り消し又は以後の申請の許可をしないことができる。

(経費)

第7条 大会議室の使用に係る経費は、別表に定める。

(損害賠償)

第8条 使用者が故意又は過失により、施設又は設備を破損又は減損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、大会議室の使用に関し必要な事項は、附属図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 九州大学附属図書館伊都図書館大会議室使用内規（平成28年5月1日施行）は、廃止する。

別表

(単位：円)

	半日利用				1日利用			
	照明・機器 (通年)	全熱交換器 (通常時)	冷房時	暖房時	照明・機器 (通年)	全熱交換器 (通常時)	冷房時	暖房時
電気料	260	270	80	70	510	530	150	140
ガス料	0	0	600	600	0	0	1,200	1,200
小計	260	270	680	670	510	530	1,350	1,340
水道料	800				1,600			
雑費	500							
合計		1,830	2,240	2,230		3,140	3,960	3,950